

= はじめに =

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

= 目 次 =

1. 重大事故・事件情報 = 7件 (4月1日～4月7日分)
 - (1) タクシーの扉操作時の事故
 - (2) タクシーが男性を轢いた事故
 - (3) タクシーが乗用車と衝突後転覆した事故
 - (4) タクシー運転者が強盗傷害に遭った事件
 - (5) トラックが軽乗用車に衝突した事故
 - (6) トラック運転者の酒気帯び運転による事故
 - (7) トラックが乗用車と衝突した事故
2. 「重大事故情報」のその後
 - (1) タクシー運転者のひき逃げの疑い逮捕(平成21年10月30日送付分)
 - (2) タクシーの出会い頭の衝突事故(平成22年2月12日送付分)
 - (3) トラック運転者の酒気帯び運転による追突事故(平成21年12月11日送付分)
3. アルコール検知器使用の義務化を5月1日から実施します。(再周知)
4. 安全対策に対する国の補助制度(平成23年度)を発表しました。(再周知)

【1. 重大事故・事件情報 = 7件】(4月1日～4月7日分)

(1) タクシーの扉操作時の事故

3月31日午前11時頃、静岡県において、タクシーが目的地の大型スーパー駐車場で乗客(女性、81才)を降ろした際、当該タクシーの運転者(75才)が当該乗客の降車状況を確認せずに左後部扉を閉めたため、当該乗客の顔と左後部扉が接触し、そのはずみで当該乗客が後方に転倒した。

この事故により、転倒した乗客が左大腿骨転子部骨折及び顔面左側打撲の重傷を負った。

当該タクシーの運転者は、当該乗客が降りる際に、日報の記載をしていた模様。

(2) タクシーが男性を轢いた事故

3月31日午後9時25分頃、兵庫県において、タクシーが走行中、道路左

側に座っていた男性を確認したため、通過前に減速するとともに右側へ避けようとハンドルを切ったが、当該男性が突然道路中央側に動き出したため、当該男性を轢いた。

この事故により、轢かれた男性は病院に搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。

なお、轢かれた男性は泥酔していた模様。

(3) タクシーが乗用車と衝突後転覆した事故

4月3日午前6時30分頃、静岡県の交差点において、タクシーが空車にて青信号に従い直進していたところ、右側から信号無視をして当該交差点に進入してきた乗用車と衝突した。

当該乗用車は、タクシーの右側面に衝突して、その弾みで当該タクシーは転覆(360°回転)した。

この事故により、当該タクシーの運転者(シートベルト着用)が額を切る軽傷を負った。当該乗用車の運転者に負傷はなし。

(4) タクシー運転者が強盗傷害に遭った事件

4月5日午後9時20分頃、秋田県において、タクシーに乗車していた男性の指示に従い車を止めた際に、当該男性が運賃を払わずにタクシーを降車したため、当該タクシーの運転者がこの男性を呼び止めようとして車外に出たところ、当該男性に棒のようなもので殴られ、当該男性はタクシーを奪って逃走した。

事件発生後、当該タクシーは川に投げ捨てられているのを発見されたが、装着されていたドライブレコーダは取り外されていた。

この事件により、当該タクシーの運転者は前歯が数本折れ、顔などにもけがをしている模様。

(5) トラックが軽乗用車に衝突した事故

4月1日午前6時45分頃、長野県の高速度道路のトンネル内において、大型トラックが走行車線に停車していた軽乗用車に追突した。

この事故により、追突された軽乗用車に乗っていた男性2名が死亡した。

なお、死亡した2名のうち、1名は車外にいた模様。

(6) トラック運転者の酒気帯び運転による事故

4月4日午前4時55分頃、東京都の市場の構内において、トラックが左右の駐車車両の間をすり抜けようとしたところ、進行方向右前方に駐車していた車両に気をとられていたため、左側に駐車していた別の車両に接触した。

この事故による負傷者はなし。

警察の現場検証の際、接触したトラックの運転者から酒の臭いがしたため、警察が飲酒について検査したところ、呼気1リットル中0.33ミリグラムの

アルコールが検出された。

なお、当該トラックの運転者は、午前4時30分頃に所属営業所の車庫を出庫しているが、その際に本来対面すべき点呼を電話で行っていた模様。

(7) トラックが乗用車と衝突した事故

4月6日午後3時30分頃、鹿児島県において、大型トラック(ダンプカー)が走行中、センターラインを越えて対向してきた乗用車と正面衝突した。

この事故により、当該乗用車に乗車していた3名が死亡し、当該トラックの運転者が軽傷を負った。

事故現場は、当該トラックからみて右カーブだった。

【2. 「重大事故情報」のその後】

* 以前にこのメルマガで紹介した重大事故情報のその後の情報をお知らせします。

(1) タクシー運転者のひき逃げの疑い逮捕(平成21年10月30日送付分) = 事故概要 =

10月26日午後7時00分頃、福岡県で横断歩道を自転車に乗って渡っていた女性がタクシーに撥ねられたもの。

この事故で、撥ねられた女性が足の骨を折る重傷を負った。

なお、当該タクシー運転者は、事故後、負傷者の救護措置をすることなく現場より立ち去り、警察のその後の調べにより、本日(28日)道路交通法違反(救護義務違反)の疑いで逮捕されたもの。

事故の詳細については、現在、調査中ではありますが、当該タクシー運転者は、運転免許の点数がなくなり仕事ができなくなると思い逃げたと供述しており、容疑を認めている模様。

= その後の情報 =

運送事業者に対して監査を実施したところ、点呼の記録義務違反等が確認されたため、210日車の車両使用停止処分を行った。

(2) タクシーの出会い頭の衝突事故(平成22年2月12日送付分) = 事故概要 =

2月6日午後9時頃、長崎県で、タクシーとバイクが交差点で出会い頭に衝突した。この事故で、バイクを運転していた男性が死亡。タクシーの乗客と運転者は軽傷を負った。その後の調査によると、タクシー運転者は交差点で一旦停止し走行する車両がいなかったことから右折しようと国道に出たときに、1台目のバイクがタクシーの前方を通過した。その後、そのままの速度で進んだところ、2台目のバイクに気がつくのが遅れ衝突したとのこと。

= その後の情報 =

運送事業者に対して監査を実施したところ、事業用自動車の運転者に対して運行の安全及び旅客の安全を確保するために必要な運行に関する技能及び知識を習得させること等に関する指導監督義務違反のほか、乗務員台帳の保存義務違反等が確認されたため、50日車の車両使用停止処分を行った。

(3)トラック運転者の酒気帯び運転による追突事故(平成21年12月11日送付分)

= 事故概要 =

12月7日午前2時25分頃、静岡県の東名高速道で、トラックが走行中、自衛隊車両に追突した。

この事故で、自衛隊車両に乗っていた2名のうち、1名が顔に軽傷、1名が鎖骨及び指を骨折の重傷を負った。

警察は、事故の取り調べにおいて、当該トラック運転者からアルコールが検出されたため、当該トラック運転者の身柄を拘束した。

= その後の情報 =

運送事業者に対して監査を実施したところ、運行の安全を確保するために必要な過労防止措置義務違反のほか、運転者の健康状態の把握違反、点呼の実施義務違反、点呼の記録義務違反、点呼の記録の保存義務違反、運行指示書の携行義務違反、運行指示書の記録の保存義務違反、運転者台帳の作成義務違反、運行管理者の研修受講義務違反等が確認されたため、255日車の車両使用停止処分を行った。

【3. アルコール検知器使用の義務化を5月1日から実施します。(再周知)】

東北地方太平洋沖地震によるアルコール検知器の生産・出荷への影響を踏まえ、自動車運送事業者の点呼における運転者の酒気帯びの確認のためのアルコール検知器使用の義務化の実施時期を4月1日から**5月1日**に延期するための省令等の改正を行いましたのでお知らせします。

事業用自動車の運転者の飲酒運転を根絶するため、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正等により、本年4月1日から、自動車運送事業者の点呼において運転者の酒気帯びの有無の確認を行う際に、アルコール検知器を使用することを義務化することを予定していたところ、3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震の影響により、アルコール検知器製造・販売事業者におけるアルコール検知器の生産・出荷に一部遅れが生じていることが確認されました。

これを踏まえ、義務化の実施時期を4月1日から5月1日に延期しました。

なお、アルコール検知器義務化の詳細については、下記URLをご覧ください。

(http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000038.html)

対象となる事業者

一般旅客自動車運送事業者

特定旅客自動車運送事業者

一般貨物自動車運送事業者

特定貨物自動車運送事業者

貨物軽自動車運送事業者

【 4 . 自動車運送事業者における事故防止対策の支援のための補助制度（平成 2 3 年度）の内容を発表しました（再周知）】

3 月 3 1 日、国土交通省は、自動車運送事業における事故防止対策の支援のための補助制度の内容を発表しました。

自動車運送事業者における交通事故防止の取り組みを支援するため、衝突被害軽減ブレーキ等の導入、運行管理の高度化及び社内安全教育の実施に対して、国から補助金を交付するというものです。

概要は次のとおりです。

1 . 実施する補助事業

（ 1 ）先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

以下に掲げる機器の取得に係る経費に対し補助を行います。

被害軽減ブレーキ

ふらつき注意喚起装置

車線逸脱警報装置

車線維持支援制御装置

車両横滑り時制御力・駆動力制御装置

（ 2 ）運行管理の高度化に対する支援

以下に掲げる機器の取得に係る経費に対し補助を行います。

デジタル式運行記録計

映像記録型ドライブレコーダ

（ 3 ）社内安全教育の実施に対する支援

自動車運送事業者が事故防止のための社内安全教育を実施する際に外部専門家によるコンサルティングを利用する場合に対して補助を行います。

2 . 補助制度の内容

補助対象事業者、補助対象機器、申請方法等、補助制度の内容につきましては、下記のとおりです。

（ 1 ）先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援：国土交通省のホームページの以下のページに内容が掲載されております。

（ http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_23.html ）

(2) 運行管理の高度化に対する支援：国土交通省のホームページの以下のページに内容が掲載されております。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr2_000009.html)

(3) 社内安全教育の実施に対する支援：国土交通省のホームページの以下のページに内容が掲載されております。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr2_000010.html)

3. 補助制度の交付申請受付期間

交付申請受付期間につきましては、下記のとおりです。

(1) 先進安全自動車 (ASV) の導入に対する支援：

平成23年4月1日～平成24年1月31日

(2) 運行管理の高度化に対する支援：

平成23年5月9日～平成23年5月20日

(3) 社内安全教育の実施に対する支援：

平成23年5月23日～平成23年7月1日

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車交通局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問 (配信登録の解除方法等)

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html>)

【参考】

* 自動車交通局ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)

・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30～12:00 13:00～17:30)

・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。